

障害者福祉施策に関するヒアリング資料

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会就労センター協議会
会 長 近 藤 正 臣

- 本会では、組織結成以来、障害のある人々の自立と自己実現をめざし、利用者一人ひとりの人権を尊重し、「働く」権利を守り、尊厳ある生き方を支援することを目的としてきました。「働く支援」は介護でも訓練でもなく、働きたいと願う方々の思いに応える重要な支援です。
- これまでの障害者自立支援法の見直しにより、利用者にとって重要な課題のいくつかは実現されましたが、未だ実現されていない項目も多くあります。障害者自立支援法の廃止が示された状況のなか、それらの内容を検証し、その後の新たな総合的な制度ができるまでの間の「緊急に実現すべき事項」「できるだけ早急に解決すべき事項」を下記のとおり整理しました。
- なお、障害者自立支援法の廃止の方向性が示されましたが、その後のスケジュールが不透明なため、現場では混乱が生じている状況にあります。新たな制度ができるまでのスケジュールを早急にお示しいただくとともに、新たな制度の検討にあたっては、関係団体の意見を十分聴きつつ、今後もヒアリングの機会などを設定して進めていただくようお願いします。

【緊急に実現すべき事項】

1. 利用者負担の見直しと工賃等の就労収入の控除の実施

- ・ 現行の定率負担を廃止し応能負担を基本とする新たな仕組みとし、その際には現行負担を上回らない配慮を行うこと。なお、ILO 国際基準に基づき、「働く場」における利用者負担を解消すること。すぐに解消できない場合には、現行 28.8 万円の工賃控除額を、一般勤労者の所得控除（基礎控除＋障害者控除）の水準まで引き上げること。
(基礎控除額 38 万円＋障害者控除額 27 万円＝65 万円)
(基礎控除額 38 万円＋特別障害者控除額 40 万円＝78 万円)
- ・ 個人単位（利用者本人）を基本とした所得階層区分の見直しを図ること。
- ・ 食事提供の実費負担は、原材料費のみを対象とし、人件費分の負担を解消すること。

2. 報酬の「月払い」を基本とすること

- ・ 利用契約時に利用者合意の下、個別支援計画上、単一事業を継続してほぼ毎日利用する場合は月払い報酬とし、個別支援計画上、複数の事業を組み合わせる場合や特定の日利用の場合は日払い報酬とすること。
- ・ 雇用契約を締結している場において利用実績による報酬支払い方式はなじまない。報酬を「月払い」とするとともに、雇用契約で認められている「年次有給休暇」取得をふまえた報酬算定とすること。
- ・ 事業者の経営基盤の強化に資する単価設定とし、加算については本体報酬に含めること。

3. 障害者の「働く場」に対し、適正な条件による安定的な仕事の確保を図ること

- ・ 障害者の働く場に対する官公需優先発注の制度化に関わる新たな法律の早期成立を図ること。

4. 障害者支援施設が行うことのできる障害福祉サービスに就労継続支援事業を含めること

- ・ 通所による就労継続支援の利用が難しく、ケアマネジメント等において必要性が認められた場合には、同一の施設において施設入所支援と併せて就労継続支援事業についても実施できるようにすること。

5. 支援の必要度と利用者ニーズに応じた支給決定ができる仕組みとすること

- ・ 利用希望者のニーズ、プロフェッショナルニーズ、社会資源等を勘案した専門性の高いケアマネジメントによって支給決定できる仕組みへの見直しを図る必要がある。
- ・ ケアマネジメント等において必要性が認められた場合には、生活介護事業や施設入所支援の利用を認めることができるようにすること。

【できるだけ早急に解決すべき事項】

- (1) 障害者保健福祉関係予算について、ニーズ・実態をふまえ、飛躍的に増額すること
 - ・ 障害者分野の施策支出と対国民所得および対国内総生産比は、日本（0.91、0.66）に対し、アメリカ（1.53、1.36）、ドイツ（4.87、3.61）、スウェーデン（8.10、5.76）であり（2004年度 OECD レポート）、日本の障害保健福祉関係予算は諸外国と比べて格段に低い水準にあり、飛躍的な増額を図ること。
- (2) 障害者の範囲の見直し（発達障害、高次脳機能障害が対象の明確化）を図ること
- (3) 相談支援事業を充実させて利用者ニーズの適切な把握に向けた見直しを図るとともに、地域自立支援協議会の設置の義務化と機能強化を図ること
- (4) 障害者の住宅施策の充実を図ること
- (5) 障害者の「所得保障の充実」の早期実現を図ること
 - ・ 障害のある人が稼得能力の多寡に関わらず、本人の望む生活が実現できるよう、中国残留邦人等に対する支援（基礎年金やその他の収入の一定割合について収入認定を行わずに生活支援給付（約8万円）、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付等を支給）に準じた制度を創設し、所得保障の充実と早期実現を図ること。
 - ・ 住宅手当の創設の早期実現を図ること。
- (6) 地域における自立した生活のための支援の充実
 - ・ グループホーム・ケアホームの利用の際の助成
 - ・ 移動支援サービスの個別給付化
- (7) 就労移行支援事業における利用期間の柔軟な対応
 - ・ 今後も標準利用期間を設けるという原則は維持しつつ、個人の必要性をふまえた柔軟な対応を可能とする見直しを図ること。
- (8) 「福祉施策と労働施策との関係のあるべき方向」を見据えた検討
 - ・ 就労系事業の抜本的充実（基盤整備、支援内容の充実、就労継続支援A型への営業職員の配置等）
 - ・ 利用者の「働く支援」に対する支援量と生活支援量に応じた報酬・職員配置
 - ・ 「働く支援」に対する支援量の適正な把握ができる尺度（利用者本人の事業選択にあたっての判断基準となり得る客観的指標）の開発（基準化）に向けた検討
 - ・ 障害者の「働く場」としての就労継続支援事業の明確化（労働基準法第9条の適用（労働者性）について、就労継続支援B型事業利用者の働き方に矛盾しない現実的な制度の運用を図ること）
 - ・ 就労継続支援A型事業の利用契約と二重契約の問題の改善（就労継続支援A型事業所の雇用契約の締結をもって利用契約とみなすことができるように見直すこと）

社会就労センターにおける利用者(登録者)の利用状況

セルプ協「社会就労センターの利用状況調査(19年3月～6月)」結果より

※19年3月1日現在の登録者:19,336人分のデータ

利用状況	人数	割合(%)
①ほぼ毎日利用する人	18,057人	93.4%
②週1～3日利用する人	714人	3.7%
③時々(不定期に)利用する人	281人	1.5%
④利用はないが利用者として登録されている人	284人	1.5%

19.03.01